# ① 町で受け付けられない申告

町の申告会場では、簡易な所得税及び復興特別所得税の確定申告も受け付けますが、下記①~⑫の申告は受け付 けられません。川越税務署で申告してください。

- ①令和2年分以前の申告
- ②青色申告
- ③準確定申告(亡くなった人の申告)
- ④初めて受ける住宅借入金等特別控除の申告
- ⑤2年目以降の住宅借入金等特別控除の申告のうち、 増改築、特定改修、認定長期優良住宅、連帯債務に よる住宅借入金、ローンの借り換え
- ⑥全ての譲渡所得の申告

- ⑦分離課税の申告(土地・建物・株式等の譲渡・退職 所得等)
- ⑧配当所得・利子所得の申告
- ⑨相続または贈与税に係る生命保険契約や損害保険契 約等に基づく年金による所得の申告
- ⑩雑損控除の申告
- ⑪繰越損失の申告
- 12インセンティブ報酬・仮想通貨等

## 所得税および復興特別所得税の還付・年金受給者申告受付

問 川越税務署 ☎ 235-9411 または 税務課住民税担当 內 132~134

所得税および復興特別所得税の還付・年金受給者申告受付を藤久保公民館で行います。

#### ▼日程表

対象	期日	受付時間	会場
町内全域	2月3日休・4日金	表 1 (P8) のとおり	藤久保公民館ホール

# 川越税務署から申告に関するお知らせ

問 川越税務署 ☎ 235-9411 〒 350-8666 川越市大字並木 452-2

#### 確定申告会場の開設

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を 開設します。入場には整理券が必要です。当日 会場で受け取るか、LINE での事前発行をご利 用ください。詳しくは国税庁ホームページへ。



- ▶**日程**:2月1日火火~3月15日火火(十・日・祝日は除く) ※ 2月20日(日)・27(日)は開場
- ▶時間:8:30~16:00(9:00相談開始/17:00提出締め切り)
- **▶会場**:川越税務署(川越市並木 452-2) ※来場は公共交通機関をご利用ください。

### ■ 自宅で確定申告

確定申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コー ナー」で作成・提出できます。下記の二次元コードから、国 税庁ホームページの閲覧やスマホ申告をご利用ください。







#### 無料還付申告相談会

▶日時:2月6日回10:00~15:30

▶会場:川越市南公民館(川越市新宿町 1-17-17)

▶申込み:下記に電話申し込み(完全予約制)

▶料金:無料

▶対象: 0~②に該当する人。

●給与所得者・年金受給者で収入 600 万円以下の人

②給与所得者で医療費控除を受ける人

❸年の途中で就職・退職し年末調整が済んでいない人

▶問合せ:関東信越税理士会川越支部☎ 246-6188





# 町・県民税の申告に係る注意点

医療費控除の申告、ふるさと納税(ワンストップ特例制度)の利用に係る注意点、郵送による提出については、下記 を確認ください。

#### ■ 医療費控除を申告する人へ

医療費控除を受ける場合、「医療費控除の明細書」の添付 が必須です。

#### 【領収書の内容を記入する場合】

住所・氏名・医療費の明細欄・医療費の合計金額等を必ず 事前にご記入ください。

#### 【医療費通知を添付する場合】

医療費の明細欄の記入は必要ありませんが、医療費通知に関す る事項欄(医療費の合計金額等)を必ず事前にご記入ください。

#### ※記入がない場合、申告を受けられないことがあります。

※申告会場にて「医療費の領収書」の添付・提示は必要あ りません。医療費控除の明細書に記入した領収書はご自 宅で5年間保管してください(税務署から提示・提出 を求められる場合があります)。

#### ■ ふるさと納税(ワンストップ特例制度)を利用の人へ

この制度は申告をしないことが条件となります。制度を利 用した人が申告書を提出した場合、特例制度は受けられま せん。そのため、申告時に寄附金控除(ふるさと納税)も 一緒に申告する必要があります。改めて申告をする際は、 収入・控除の記入漏れにご注意ください。

#### ■ 町・県民税の申告をしなくてよい人

- ・勤務先から町に給与支払報告書が提出されている人や、 所得税及び復興特別所得税の確定申告をする人、納税義 務者の控除対象配偶者、扶養親族になっている人。
- ※収入が公的年金等のみで、その収入金額が101万5千 円以下 (65歳以上の人は 151万5千円以下) のときは、 町・県民税が非課税となり、申告は不要です。

#### ■ 申告に必要なもの

- ●身分証明書とマイナンバーカード
- ②税務署からの「お知らせハガキ」(届いた人のみ)
- る給与・年金等の源泉徴収票
- ❹国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料、 国民年金等の支払証明等
- ⑥その他参考となるもの(障害者手帳等)
- ※医療費控除を申告する人は「医療費控除の明細書」を事 前に記入。
- **①**収支内訳書(営業・不動産・農業所得等がある人)
- ※事前に記入。
- ❸申告者名義の□座がわかるもの
- ※所得税の還付金が生じた場合、口座番号が必要。
- ・電卓

## (!) 郵送による提出も可能

- 町・県民税申告書は、郵送での提出が可能です。
- ▶利用方法:名前や日中連絡の取れる電話番号等を記 入し、収入・控除等の添付書類を全て送付。
- ※細かい金額を記載しなくても申告できます。
- ※配偶者控除・扶養控除・障害者控除・ひとり親控除・ 寡婦控除等の記入もれにご注意ください。

#### ●町県民税申告書作成・税額試算システム

(1月中旬 HP 公開予定)

源泉徴収票をもとに、収入や控除内容を入力すること で、町・県民税申告書の作成や税額を試算することが できます。詳細は町 HP をご覧ください。

▶**利用方法**:作成した申告書を印刷し、必要書類を添 付して税務課住民税担当へ提出 (FAX・メール不可)。

# (!) 国税庁相談窓口で疑問を解消

円滑な相談のため、確定申告の不明点は、事前に国 税庁の相談窓口をご利用ください。

#### ▼相談窓□

- ☎ 235-9411 自動音声 1 (つながらない場合は 2)
- **▼**Q&A・チャットボット

「国税庁 税についての相談窓□」で検索 ※役場での申告受付や町県民税については役場の税 務課へお問い合わせください。

### 感染症対策にご協力ください

会場では検温・マスク着用・消 毒にご協力ください。 37.5℃以上の発熱や風邪症状 等の不調がある場合は、申告受 付をご遠慮いただきます。



#### ■ 申告に関するお願い

- ・確定申告書が税務署から直接届く人は、川越税務署に申 告してください。
- ・申告期間中は税務課の窓口では、提出のみの受け付けと なります。